



# News 2月号 News 2月号

麻布M&amp;Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

## ☆ビットコインの利益も課税対象です☆

インターネットで電子的に取引される「仮想通貨」が増えています。仮想通貨は、法定通貨ではないのですが、支払手段として利用できる場面が増えてきました。

国税庁は、HP のタックスアンサーで以下のような見解を示しました。

### ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。

このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。

「ビットコインを使用することにより生じる利益」とは、具体的には以下のような取引が該当します。

- ① ビットコインを日本円等に換金した場合  
ビットコインの取得価額とビットコインを換金した時の値上がり益に対して課税されます。
- ② 別の仮想通貨と交換した場合  
別の仮想通貨の購入価額と保有していた仮想通貨との取得価額との差額に対して課税されます。
- ③ 商品等を購入する際に、仮想通貨で決済した場合  
ビットコインの取得価格より買ったものが高かった場合の値上がり益に対して課税されます。  
必要経費は、利益から控除できます。換金等手数料がかかる場合には、必要経費となります。

ビットコインの取得価額、換金時等の価額が課税所得を計算するために必要になります。取引をされている場合には、取引明細を必ず保管いただきますようお願い申し上げます。

2017年中に上記のような取引をされた場合には、所得税の申告が必要となる可能性があります。担当者にご相談下さい。

## ☆ コラム (飯島のつぶやき) ☆

### 趣味と実益を兼ねて

昨年取得したワインの資格である「ワインエキスパート(日本ソムリエ協会認定)」、「ドイツワインケナー(日本ドイツワイン協会連合会)」、「WSET LEVEL2 (WSET 認定)」の知識の消えないうちに、何かできないかなと思っておりました。

そこで思いついたのがワインの販売。ちょうど半休眠状態であった(株)叶光創研の事業目的に「酒類販売」を追加。昨年12月に麻布税務署より小売酒販免許を取得しました。販売場は、もちろん、「飯島総合会計事務所の会議室」。

事務所にお越しの際には、今あるワインリストを御覧いただき、目に止まるワインがありましたらお買い求めください。特別価額で提供させていただきます。

また、好みやイメージを言っていただければ、それにピッタリのワインを取り寄せ販売するサービスも行っています。

もちろん、本業に支障をきたさないよう趣味の範囲内で行ってまいります。

### ワイン検定

今年の4/1(日)に日本ソムリエ協会主催の「ワイン検定」が開催されます。

ワインに興味をお持ちの方、ワインの基礎知識、歴史、作り方、チーズとの関係などなど。レストランに行つてワインを選ぶのが楽しくなります。

事前に協会事務局よりテキストが送られ、4/1当日に90分の講習を受けていただいた後に受検となります。試験は3択で講習をしっかりと聞いていただければ間違いなく合格できます。

ちなみに講習の講師並びに試験官は、私「飯島」が担当します。場所は渋谷のセミナールームを予定、開始時間は14:20からです。

やってみようかなという方は、飯島まで直接メールをください。折り返し、ワイン検定申込の招待メールをお送りいたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

### 今月の一言

『一生懸命やれば、

例え失敗したとしても、それは試練だ!』

ジャパネットたかたの元社長、高田明さんが講演で言われていた言葉です。

一生懸命にやったかどうか問題ですね。できる限りの努力をしていないとこの言葉は語れません。

できないのはなぜか?それを探るのが課題だ。